

福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市における持続可能な除雪体制を確保するため、除雪機械の運転に必要な免許の取得及び技能講習の受講による人材の育成を支援することを目的として、福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除雪協力企業 福井市と道路除排雪業務委託契約を締結し、福井市道路除雪計画で定める除雪路線の除排雪業務を行う者をいう。
- (2) オペレータ 除雪協力企業の事業主、役員及び従業員のうち、除排雪作業に従事しようとする者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、除雪協力企業とする。ただし、補助金の交付を受けようとする年度の前年度において本市と道路除排雪業務委託契約を締結し、当該年度も締結見込みである者に限る。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者の雇用するオペレータが行う除排雪作業に必要な大型特殊自動車免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習の受講とする。ただし、オペレータは、次に掲げる全てに該当する者のみとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点における年齢が満55歳未満であること。
- (2) 普通自動車免許(AT限定を含む。)を有効に所持していること。
- (3) 補助金交付決定の日から当該年度の11月30日までの期間内に免許の取得又は講習を受講すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 大型特殊自動車免許の取得費用(自動車教習所の入学金、適性検査料、技能講習料、教本代、写真代、検定料及び証明書代)
- (2) 労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習の受講費用(講習会受講料、テキスト代)
- 2 前項に要する旅費及び交通費、宿泊費、延長・補習教習料、証紙代、その他取得・受講に関する事務的経費全般は補助対象経費から除く。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内とし、オペレータ1名につき7万円を限度とする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、オペレータ1名毎にこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする年度の10月31日(同日が閉庁日にあたるときは、その日の直前の開庁日)までに、福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の書類(写し)
- (2) オペレータが申請時に所持している運転免許証(写し)
- (3) 雇用証明書兼除雪協力誓約書(様式第2号)
- (4) 除雪協力企業の市税の全税目に係る納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助対象となったオペレータを本市が委託する除排雪業務(大型特殊免許を必要とする作業に限る。)に補助金交付年度から起算して3年以上従事させなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 交付決定者は、補助事業の内容の変更又は経費の変更を必要とする場合は、変更内容を確認できる書類を添えて福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付変更申請書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助の対象となるオペレータの変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものにあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付変更を決定し、福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止の届出)

第11条 交付決定者は、当該事業を中止しようとする場合は、その旨を市長に届け出てその承認を得なければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に係る支出を証する書類(写し)
- (2) オペレータが報告時に所持している運転免許証(写し)
- (3) 労働安全衛生法第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習会受講証(写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業の成果が、補助金交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 前条の通知を受けた交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、福井市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求を行った交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定の後、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的に反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった場合にも適用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係図書の保存)

第17条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に係る帳簿及び支払に関する支払証拠書類については対象事業が完了した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。